

保有個人情報非訂正決定通知書

様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター理事長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。